

「土木設計業務等変更
ガイドライン」の
認知度は、
まだまだ低い状況

「土木設計業務等変更ガイドライン」の 認知度が低い状況

設計変更の運用も十分ではない状況

■土木設計業務等変更ガイドラインの活用実態

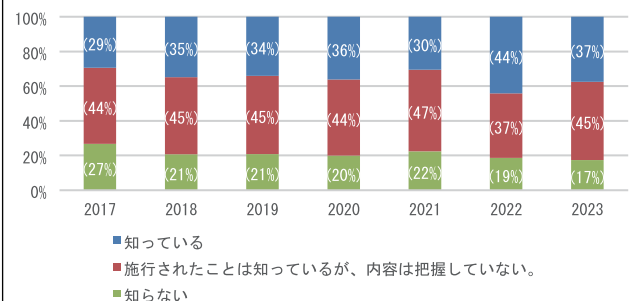
状況

- 変更ガイドラインは2015年（平成27年）3月に策定される。
- 策定後、5年以上が経過するも、認知度が低い状態にあります。
- 受発注者の十分な共通認識がなされていないため、変更契約の協議に苦慮していることが想定されています。

▶ガイドラインの認知度

ガイドラインを把握していない、知らない割合が**5割を越え**ており、**認知度が低い**状況にあります。

Q4. 設計変更ガイドライン（平成27年3月）の施行ならびに内容についてご存知ですか？



建設コンサルタント協会調べ

■土木設計業務等のガイドラインの補足資料（事例集等）による理解促進

▶理解促進のための補足資料（事例集等）

土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】



目次

1. はじめに
2. 設計変更のポイント
3. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
【事例1】現地条件の相違に伴う検討項目の追加及び工期延伸（契約書第17条）
【事例2】関係機関協議に伴う検討内容の追加及び履行期間の変更（契約書第17条）
【事例3】現地条件の相違に伴う検討項目の追加（契約書第17条）
【事例4】現地条件の相違に伴う業務内容の変更（契約書第17条）
【事例5】関係機関協議に伴う検討内容の追加（契約書第18条）
【事例6】関連業務の遅延に伴う工期延伸（契約書第21条）
4. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース
5. 土木設計業務等の変更手続き事例
【事例1】契約書第17条（条件変更等）による手続き
【事例2】契約書第18条（設計図書等の変更）による手続き
【事例3】契約書第19条（業務の中止）による手続き
6. 終わりに
7. 参考資料

※各条項は北海道開発局での適用事項に基づき整理
※ガイドライン記載の公共土木設計業務等標準委託
契約書による条項との関係は下記のとおり。

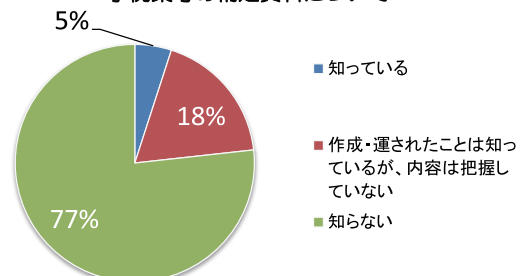
（ガイドライン）	（北海道開発局）
・契約書第18条	・契約書第17条
・契約書第19条	・契約書第18条
・契約書第20条	・契約書第19条
・契約書第21条	・契約書第20条
・契約書第22条	・契約書第21条
・契約書第23条	・契約書第22条
・契約書第24条	・契約書第23条
・契約書第25条	・契約書第24条

2

▶ガイドラインの補足資料（事例集等）

設計変更ガイドラインの適切な運用のための補足資料（事例集等）を、知らない割合が**7割を越え**ており、**認知度が低い**状況にあります。

設計変更ガイドラインの
事例集等の補足資料について



建設コンサルタント協会調べ

「土木設計業務等変更ガイドライン」 の補足資料を充実し、理解促進と 確実・適正な変更の 運用促進を要望します

「土木設計業務等変更
ガイドライン」の
確実・適正な
運用促進に向けて

■土木設計業務等変更ガイドラインについて受発注双方の理解を高め、
設計変更の適切な運用を要望します。

対策

- 設計変更ガイドラインとその補足資料（事例集等）の普及活動に展開
- 設計変更ガイドラインの理解促進としての補足資料（事例集等）の充実
- 設計変更の適切な運用に向けた対応

対応例：設計変更が適切に実施できる打合せ協議書や指示書
条件明示チェックシートによる確認
特記仕様書等による明文化等



■円滑な運用に向けた日頃からの行動（北海道開発局での記載例）

好事例

①

～ 日頃から心がけたい7項目 ～

- 1 受注者と発注者は対等であることを互いに認識すること。
- 2 条件明示チェックシートなどを活用し、業務の履行に必要な諸条件等の確実な明示や、受発注者間での情報共有による工事実施段階における手戻り回避に努めること
- 3 設計方針、設計条件等や施工の留意点、関連事業の情報などの把握に努めるため、業務確認会議や、合同現地踏査を活用すること。
- 4 受発注者間では常に情報共有を図りつつ、ワンデーレスポンスを意識すること
- 5 業務のクリティカルパスが把握できる業務スケジュール管理表を受発注者間で共有すること。
- 6 受発注者相互で何を確認し了承したかを記録する打合せ記録簿を共有すること。
- 7 受発注者間で互いに、作業依頼日や依頼時間への配慮、作業期限日や、打ち合わせ時間等について、十分配慮することで、より一層、業務環境が改善されるよう努めること。